

第2次生物多様性たからづか戦略(案)への意見募集について

1 第2次生物多様性たからづか戦略とは

この計画は、私たちや将来の世代が、自然から受ける恵み(きれいな空気・水、食料、安心・安全な生活)を将来にわたり受け続けられるよう、市独自の自然環境特性を踏まえ、保全と持続可能な利用に関する総合的な指針を定めるものです。生物多様性基本法に基づき、地域の自然資本を守り、地域の活力につなげることを目的とします。

2 第2次生物多様性たからづか戦略(案)策定の経過

この戦略(案)の策定にあたり、令和5年(2023年)12月に宝塚市環境審議会に戦略策定に関する諮問を行いました。同年同月宝塚市環境審議会の小委員会として「生物多様性たからづか戦略策定委員会」を設置し、同委員会において令和6年(2024年)2月~令和8年(2026年)1月に8回の審議を実施しました。委員会での審議内容については、宝塚市環境審議会において、令和6年(2024年)3月~令和8年(2026年)3月に6回報告しました。

宝塚市環境審議会は知識経験者4名(令和7年(2025年)11月~ 3名)、公共的団体の代表4名、公募による市民3名の計11名(令和7年(2025年)11月~ 10名)で構成されています。また、生物多様性たからづか戦略策定委員会は知識経験者1名、公共的団体の代表2名の計3名で構成されています。委員名簿は別添のとおりです。

3 第2次生物多様性たからづか戦略(案)のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

世界的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、兵庫県は「生物多様性ひょうご戦略」を改定しました。本戦略は、このような国内外の新たな動向に対応するため、策定するものです。

都市化や環境の変化等により、本市の自然は減少し、生態系のバランスが崩れつつあります。この状況を改善し、自然と共生する社会を実現するため、単に希少種を守るだけでなく、身近な自然環境や里山を保全・活用する「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の考え方を取り入れます。2030年までの生物多様性の回復と、2050年における「自然と共生する社会」の基盤をつくることを目的とします。

(2) 考え方・論点

これまでは「保全」に重点を置いていたのに対し、第2次戦略(案)では、以下の点を重視しています。

- 「守る」から「守り・活かし・回復させる」へ：自然環境を単に保全するだけでなく、その機能を活用して地域課題(地域活性化、防災減災等)を解決するアプローチを強化します。

- **30by30（サーティバイサーティ）目標の達成**：2030年までに陸域・海域の30%以上を効果的に保全するため、民間団体や企業が保全するエリア「自然共生サイト」への認定推進を図ります。

4 意見募集の目的

第2次生物多様性たからづか戦略（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 第2次生物多様性たからづか戦略（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 第2次生物多様性たからづか戦略（案）の概要
- ④ 第2次生物多様性たからづか戦略（案）

5 第2次生物多様性たからづか戦略（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 環境部環境エネルギー課のページ

イ トップページから「第2次生物多様性たからづか戦略（案）」で検索するか、または「検索用ID：1063120」を入力し検索することもできます。



二次元コード

- (2) 市の窓口

市役所環境エネルギー課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び各公民館で公表しています。

6 意見の募集期間

令和8年（2026年）5月1日（金）から

令和8年（2026年）6月1日（月）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所環境エネルギー課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メール・電子申請のいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和8年（2026年）6月1日必着とします。

正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）「宝塚市役所 環境部環境エネルギー課」

電話番号 0797-77-2070（直通）

ファクシミリ 0797-71-1159

電子メールアドレス m-takarazuka0036@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所環境部環境エネルギー課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎2階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所環境エネルギー課（2階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び各公民館で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。